

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区） 核燃料物質使用施設等保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2104087 号
令和 3 年 4 月 8 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 1 月 12 日付け令 02 原機（大安）097 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 57 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 57 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 1 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 57 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更

令和 2 年 9 月 30 日付け原規規発第 2009302 号で許可を得た核燃料物質使用変更許可（以下「既許可」という。）の保安規定への反映のため、以下の変更を行う。

- ①照射燃料試験施設及び照射燃料集合体試験施設において受け入れる、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所内で採取した燃料デブリ（以下「1F 燃料デブリ」という。）の年間予定使用量の規定の追加

② 1 F 燃料デブリの取扱いにおける安全対策（加熱処理に伴う火災対策）の規定の追加

2. 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランを収納した貯蔵容器の開封点検作業の終了に伴う変更

照射燃料集合体試験施設における、大洗研究所（北地区）燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランを収納した貯蔵容器の開封点検作業が終了したことに伴う変更を行う。

3. 個人線量計の区分の明確化

個人線量計について、個人の被ばく管理又は作業管理を目的とする線量計を補助線量計とし、また、放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする線量計を基本線量計とする区分変更を行う。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第５７条第２項第１号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める使用施設等の操作及び放射線管理等が、核燃料物質の使用又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第１号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第５７条第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下のとおり、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和３２年総理府令第８４号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1. 使用規則第２条の１２第１項第５号（使用施設等の操作）

使用規則第２条の１２第１項第５号に関する審査基準は、核燃料物質等の使用前後に確認すべき取扱いに必要な事項及び地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていることを求めている。

規制庁は、1 F 燃料デブリの取扱いにおいて、加熱処理を行う際には、人による常時監視を行うこと及び加熱処理を行う化学室に消火剤を配置する火災対策を講じることを定めていることを確認したことから、使用規則第２条の１２第１項第５号に関する審査基準を満足していると判断した。

2. 使用規則第2条の12第1項第8号（線量、線量当量、汚染の除去等）

使用規則第2条の12第1項第8号に関する審査基準は、放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること等を求めている。

規制庁は、個人の被ばく管理又は作業管理等を行う目的で個人線量計の区分を明確化し、放射線業務従事者が受ける線量限度を超えないための措置が定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第8号に関する審査基準を満足していると判断した。

3. 使用規則第2条の12第1項第10号（核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等）

使用規則第2条の12第1項第10号に関する審査基準は、工場又は事業所内における核燃料物質の貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていることを求めている。

規制庁は、1F燃料デブリを受け入れる際には、臨界に達しない措置として核燃料物質取扱制限量を超えないように管理すること、及び貯蔵施設における貯蔵の条件として年間予定使用量を超えないことが定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第10号に関する審査基準を満足していると判断した。

4. 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランを収納した貯蔵容器の開封点検作業の終了に伴う変更

規制庁は、本変更は、照射燃料集合体試験施設における燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランを収納した貯蔵容器の開封点検作業の終了に伴い、当該施設の核燃料物質取扱制限量を示す表等から貯蔵容器の開封点検作業に係る記載を削除するものであり、適切に反映されていることを確認した。

なお、上記のほか、文書名の変更、文書番号の追加等の記載の適正化がなされた事項について、適切に反映されていることを確認した。